

「令和3年度創造的イルミネーション広報プロモーション業務委託」
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

- 第1条 「令和3年度創造的イルミネーション広報プロモーション業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手續等について、この実施要領に定める。
- 2 この要領に定めのないものについては、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準を準拠する。

(実施の公表)

- 第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。
- (1) 当該事業の概要等
 - (2) プロポーザルの手続き
 - (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
 - (4) 評価委員会及び評価に関する事項
 - (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

- 第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。
- (1) 参加者の概要
 - (2) 業務実施体制
 - (3) 業務実績
 - (4) 業務実施方針
 - (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

- 第4条 プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。
- (1) 業務実施体制
 - (2) 業務実績
 - (3) 業務実施方針
- 2 プロポーザルの評価にあたって、原則として提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

- 第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
- (1) 提案書の評価

(2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認

(3) ヒアリング

(4) 評価の集計及び報告

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 横浜市文化観光局文化芸術創造都市推進部長

副委員長 横浜市文化観光局横浜魅力づくり室長

委員 横浜高速鉄道株式会社 経営管理部長

横浜市文化観光局横浜魅力づくり室企画課横浜プロモーション担当課長

横浜市文化観光局創造都市推進課創造まちづくり担当課長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果をクリエイティブ・ライト・ヨコハマ実行委員会契約業者選定委員会に報告するものとする。

6 委員が欠席した場合は、その者を除いた委員の評価の合計得点を評価結果とする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

(4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由

(5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和3年5月6日から施行する。